

## ◆イタズラでは済まされない人権侵害

10月31日はハロウィンの日として日本でも広く認知されるようになりました。ハロウィンの日に、仮装した子供たちがお菓子をねだる際に言う「Trick or Treat（お菓子をくれないとイタズラするぞ）」という言葉を目にしたことがある人もいるのではないのでしょうか。一方で、「イタズラ」では済まされない「人権侵害」になっている場合もあります。

インターネット上での人権侵害もその一つで、2019年に総務省が行った「通信利用動向調査」によると、現在国民の約9割がインターネットを利用しており、それに伴い匿名による書き込みができることを悪用し、個人のプライバシーや名誉を侵害するなどの人権問題が起きています。

例えば、他人の個人情報や写真などを本人に無断でインターネット上に公開することや、特定の人に関するデマやフェイクニュースなどをSNS等で拡散するといった行為は、本人はイタズラ目的であったとしても、場合によっては誹謗中傷の被害に遭ったり、危険な違法行為に巻き込まれたりする可能性があります。

また、被害を受けた人がその情報を消そうとしても、一度インターネット上に公開された情報を完全に消去することは非常に困難です。そのため、過去の一回だけの投稿や書き込みであってもずっと誹謗中傷などが繰り返され、被害者を傷つけ続けることになります。そのため、SNSなどで情報を発信する際は、まず正しい情報であるか、発信しても問題ないかを考え、その上で自分以外の情報を発信する場合は、事前に説明し相手の承諾を得るといったマナーも必要になってくるのではないのでしょうか。

ハロウィンの仮装は元々、ハロウィンの日に出るとされる魔女や悪霊から身を守るためのものだったといわれています。インターネットの世界では高い匿名性によって発信者の情報は保護された状態で、誰かを一方的に傷つけてしまうことがあります。仮装でどんな姿になっても、心までは怪物にならないように気を付けなければなりません。